

**特別養護老人ホームとちの木荘
ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会が開設する特別養護老人ホームとちの木荘に併設される事業所（以下「併設事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、併設事業所の生活相談員並びに介護職員及び看護職員等（以下「従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 併設事業所における短期入所生活介護は、利用者が要介護状態等になっても、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことが出来るよう、食事、入浴、排泄の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者等の心身の機能の維持並びに要介護者等の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームとちの木荘
- 2 所在地 宇都宮市徳次郎町2479-1

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、所長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 34名以上

看護職員 6名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(6) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(7) 事務員 必要数

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(8) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(9) 調理員 外部業者委託

適正な調理業務を行う。

(利用定員)

第5条 併設事業所の利用定員は、8名とします。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一 ユニット数 1ユニット

二 ユニットの利用定員 8名

3 ユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームとちの木荘に空床がある場合は、これを短期入所生活介護に利用することが出来る。

(短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 併設事業所の行う短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事、入浴、排泄等、自立支援の観点に立った生活支援及び介護
- (2) 食事の提供
- (3) 栄養管理
- (4) 口腔衛生の管理
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 夜間帯の看護体制強化による医療との連携
- (8) 相談及び援助
- (9) 社会生活上の便宜の供与
- (10) 送迎

2 短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された自己負担割合に応じた額とする。

3 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

4 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 送迎に要する費用

心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は、次の額を徴収します。

第7条に定める通常を送迎の実施地域内の送迎

片道 184単位

第7条に定める通常を送迎の実施地域を超えて行う送迎

片道1km当たり 20円

(2) 食事の提供に要する費用

1日につき 1,445円(朝食:401円 昼食:522円 夕食 522円)

- (3) 滞在に要する費用
1日につき 2,200円
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実費相当額
- (5) 理美容料
実費相当額
- (6) 前号に掲げるものの他、サービス提供において供与される便宜のうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
 - ①利用者の希望によって提供するクラブ活動費
1回 150円
- 5 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。
- 6 介護給付費体系の変更があった場合、事業者はサービスの利用料金を変更できるものとする。
- 7 その他、短期入所生活介護において提供するサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用については、その実費を徴収する。
- 8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 9 法定代理受領以外の短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して発行する。
- 10 介護給付費体系の変更があった場合、事業者はサービスの利用料金を変更できるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 併設事業所の通常を送迎の実施地域は、宇都宮市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 併設事業所は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明する。

- (1) 短期入所生活介護契約書の遵守について
- (2) 施設生活上の留意事項について
- (3) 健康管理等について
- (4) 医療機関との連携について
- (5) 機能回復訓練器具等の施設器具の利用方法について
- (6) 苦情相談窓口と利用方法について
- (7) 緊急時の対応について

(緊急時等における対応方法)

第9条 併設事業所の従事者は、短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。

- 2 短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の所在する市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(非常災害対策)

第10条 併設事業所は、非常災害対策に関し必要な事項を定め、避難、救出その他の訓練の実施にあたっては、地域住民との連携体制を確保した具体的計画を策定し、毎年度定期的に避難・救出及び消火訓練等を実施します。

(苦情処理)

第11条 短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に適切に対応するた

めに必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、提供した短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業所は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(個人情報保護)

- 第12条** 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第14条 併設事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年2回

2 併設事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じます。

3 併設事業所は、感染症の発生を予防し、蔓延しないよう必要な措置を講じます。

4 併設事業所は、第5条(6)において、褥瘡防止の対策を講じ適切な対応をします。

5 併設事業所は、事故発生予防のため、また発生時には再発の防止に必要な措置を講じます。

6 認知症等により、利用者本人又は他の利用者等の心身及び生命を保護するなど、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合があります。

ただし、身体拘束が必要な場合は、利用者及び家族に状況を説明し、同意を得てから行い、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止のために必要な措置を講じます。

8 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画の策定をし必要な対策を講じます。

9 事業所は、この事業を行うため、ケース記録利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、サービスの完結の日から最低2年間は保存するものとします。

10 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

11 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保

持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

- 12 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会と併設事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 1月 1日から施行する。

平成17年10月 1日から施行する。

平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 5月 1日から施行する。

平成20年 1月 7日から施行する。

平成23年11月 1日から施行する。

平成25年 2月11日から施行する。

平成29年 4月 1日から施行する。

令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日から施行する。